



コロナに罹患もしくは濃厚接触者とされた社員の皆さん！ 会社から勤務の扱いについてきちんと説明されましたか？

昨今、職場でコロナウイルスに感染または濃厚濃厚接触者とされた社員が続出しています。しかし、会社は適切に対応しているのでしょうか？ JR東海労は会社と以下のようなやり取り（確認）を行っています。

★コロナウイルス感染症に罹患した場合の会社見解（概要）

（症状が出れば）病気だから私傷病休暇となる。（給与については）就業規則の通り。私傷病休暇は無休。ただし健保から傷病手当金が3分の2はもらえる。年休が10日切っていれば保存休暇は使える。（勤務について）私傷病休暇を取るか年休を取るかは本人の選択。濃厚接触者は症状がないから私傷病休暇は取れない。年休を取ってもらう。（年休がない人は）会社が出勤を禁止し制限する。就業制限であり、賃金は賃金規定126条の扱いになる（『業務速報』No.1221参照）。

上記以外の会社とのやり取りで、会社は「年休も私傷病休暇も社員の申請に基づくものであり、どちらも申請されなければ就業制限となる」旨を話しています。年休を申請すれば二桁を超える年休が消失することが考えられます。私傷病休暇を申請すれば出勤率に影響が出て、賃金やボーナス、昇進昇格にも影響が出ます。どちらも社員には一切責任がないにも関わらずです。

不幸にもコロナウイルス感染症に罹患した社員、もしくは濃厚接触者とされた社員の皆さん、会社から上記のような勤務の取扱いについて説明がありましたか？

「就業制限」という選択肢もあるなどの説明もなく、最初から「年休で処理してくれ」等と言われていませんか？このことは、当事者だけの問題ではありません。緊急事態宣言は解除どころか拡大している現状では「明日は我が身」的な、全社員に関係する問題です。損をすることがないように注意しましょう。

最近会社は、コロナウイルス感染症に関して各職場では掲示等で周知しても、以前のようにHPで社会的公表はしなくなりました。はなはだ疑問です。